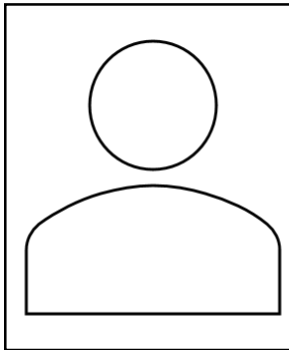


# 令和5年4月1日から旧姓併記が可能になります

令和5年4月1日から、介護支援専門員登録簿及び介護支援専門員証に旧姓を併記することが可能になります。

- ・介護支援専門員の登録や介護支援専門員証を申請する際に、旧姓を併記することができます。
- ・また、すでに介護支援専門員証をお持ちの方も、書換交付申請により新たに旧姓を併記することができます。
- ・旧姓名が分かる戸籍謄本（または戸籍抄本）を添付して申請してください。
- ・旧姓のみの登録及び介護支援専門員証への記載はできません。
- ・旧姓を必ずしも併記する必要はありません。ご希望の方のみ旧姓の併記を申請してください。

(例) 日本 花子 (旧姓：大阪) の場合

| 介護支援専門員証   |                   |
|--|-------------------|
|  | 登録番号 ○○○○○○○○     |
|  | 氏 名 日本 花子 (大阪 花子) |
|  | ...               |
|  | ...               |